

議案第68号

西海市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年9月6日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

西海市福祉医療費の支給に関する条例（平成17年西海市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「（昭和36年政令第405号）」を削り、同条第4号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同条第5号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

新旧対照表

西海市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市福祉医療費の支給に関する条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第121号</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第5条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額以上であるとき。</p> <p>(4) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第6項</u>に定める額以上であるとき。</p> <p>(5) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母若しくは父と生計を同じくする者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第7項</u>に定める額以上であるとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>第6条～第14条 略</p>	<p>西海市福祉医療費の支給に関する条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第121号</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第5条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年の所得が、児童扶養手当法施行令<u>(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項</u>に定める額以上であるとき。</p> <p>(4) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第7項</u>に定める額以上であるとき。</p> <p>(5) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母若しくは父と生計を同じくする者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令<u>第2条の4第8項</u>に定める額以上であるとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>第6条～第14条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。